

集落営農広域連携促進事業実施要領

第1 趣旨

本県はこれまで水田農業の維持発展のため集落営農組織を育成し、法人化や規模拡大等を推進するために必要な農業機械・施設の導入を支援してきた。しかし、昨今の米需要の減退、資材高騰等により経営環境は悪化しており、集落営農組織は低コスト化と高収益作物等の導入による生産性・収益性向上を図る必要がある。

また、集落営農組織の構成員は、兼業農家や定年を迎えた者が多く、高齢化の進行や企業定年の延長等により人手確保が今以上に難しくなると見込まれており、世代交代や若者の雇用等を進める必要がある。

このため、集落営農組織の広域連携を促進することで、生産性・収益性を向上するとともに人手確保につなげる等、新たな地域営農体制の確立を図ることを目的に、「集落営農広域連携促進事業（以下、「本事業」という。）」を実施することとし、必要な事項を要領として定めるものである。

第2 定義

本事業における「広域連携組織」とは、機械の共同利用・資材の一括購入等を通じ、集落営農組織のコスト低減、園芸品目や加工等に取り組むことによる収益確保を図ることで集落機能を維持しつつ、経営体質の強化を目指すため、一定地域内の集落営農組織等が出資して設立する中核法人とする。

第3 事業実施方針

本事業の事業実施主体は、集落営農組織や関係機関で構成される協議会、集落営農組織とする。本事業は県、農業協同組合等と一体となった指導のもと、広域連携組織の育成を図るものとする。

第4 事業内容等

次の事業内容、助成対象者の要件及び補助率等は別表に掲げるとおりとする。

- 1 広域連携組織モデルづくり事業
- 2 集落営農組織資格取得支援事業

第5 事業実施

第4の1に規定する広域連携組織モデルづくり事業を実施する協議会は、実施計画書（以下、「実施計画」という。）（様式第1号）を県知事に提出し、承認を受けるものとする。

- 2 第4の2に規定する集落営農組織資格取得支援事業の助成対象者は、資格取得計画書（以下、「取得計画」という。）（様式第2号）を市町村長に提出するものとし、市町村長は、内容を審査したうえ様式第3号により県知事に提出するものとする。

- 3 助成対象者は、実施計画、取得計画の作成に当たって、農林振興センター等関係機関の適切な指導を得るものとする。

第6 事業の実施

県は別表に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

第7 実績報告等

第4の1に規定する広域連携組織モデルづくり事業を実施する協議会は、実績報告書（様式第4号）を事業実施年度の3月末までに県知事に提出するものとする。

第8 その他

この要領で定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月18日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。